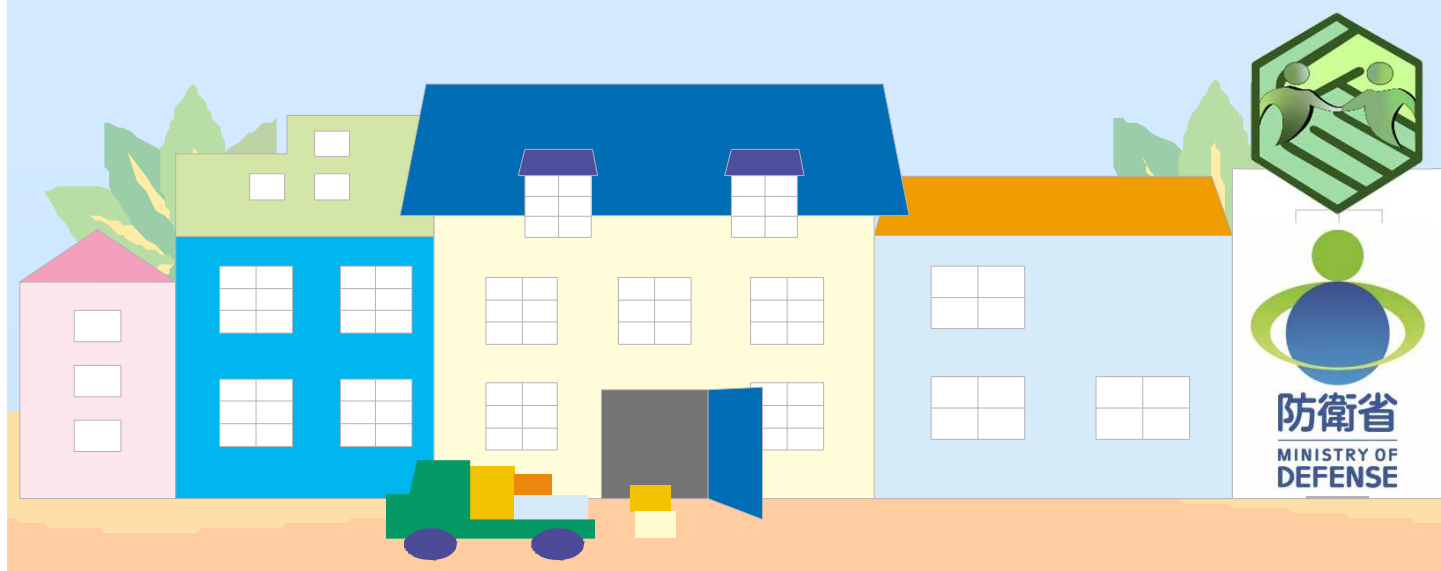


住宅防音工事の 設計と工事について

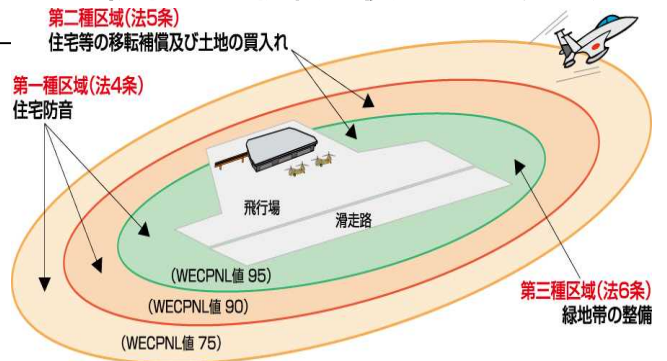


住宅防音事業（飛行場周辺）について

住宅防音事業とは

住宅防音工事の対象区域（第一種区域）内に、同区域が指定される以前から所在している住宅の所有者や住民の皆様方が、航空機騒音による障害を防止し、または軽減するために行う防音工事に対して、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条などにに基づき、行われる補助事業です。

住宅防音及び移転補償等の対象区域



住宅防音（航空機騒音）対象施設一覧 及び各地方防衛(支)局の管轄

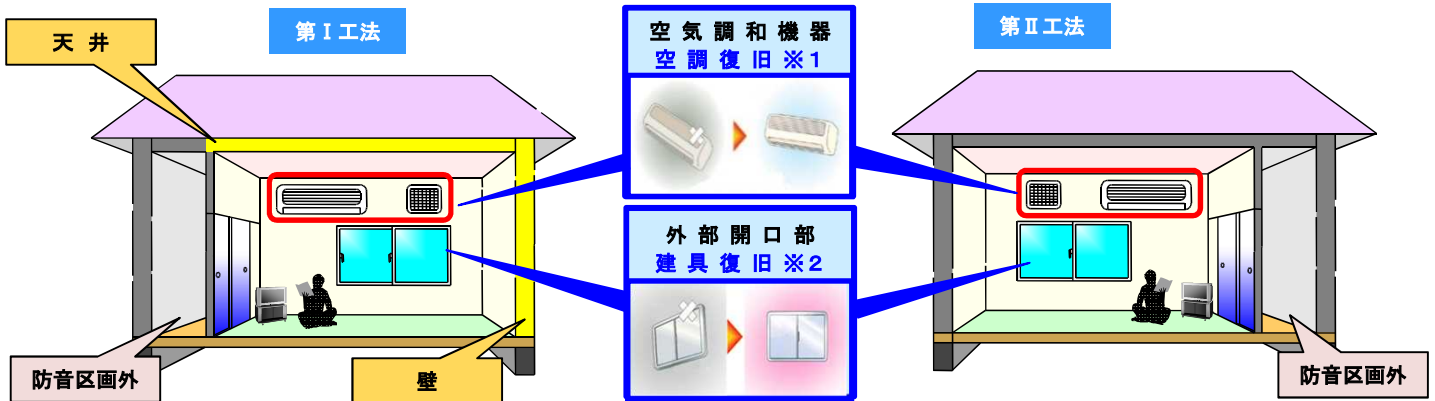
岐阜飛行場周辺の対象区域では、昭和60年3月18日までに建てられた住宅が対象となっています。



住宅防音工事（飛行場周辺）とは

住宅防音工事の内容

（※例：木造系住宅の場合）



- ◆防衛省の定めた住宅防音工事標準仕方書により防音工事を行って頂きます◆
- ◆補助率100%（限度額を超えた場合は、補助事業者の自己負担）◆

※住宅防音工事標準仕方書は、防衛省のホームページ

（https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html）で確認できます。

区分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法	
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
工事内容	屋根	既存のまま	
	天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造	
	壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付	防音サッシ（第Ⅱ工法用）の取付
	内部開口部	原則として既存のまま。ただし、襖、障子等についてはフラッシュ戸等に交換	
	床	原則として既存のまま	
	空気調和機器	換気装置及び冷暖房機等の設置 （換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台） （冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで）	
	その他	防音工事に伴う必要な工事	

■原則、世帯人員+1居室までの居室を対象としており、5居室までが限度です。

※1 空気調和機器の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により設置し、10年を経過、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器（冷暖房機（エアコン）、換気扇など）を取り替える工事です。
- 補助率は90%です。（自己負担は10%となります。）
- ただし、生活保護世帯等は100%です。

※2 防音建具の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により設置し、10年を経過、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具（サッシ）を取り替える工事です。
- 補助率は100%です。

※ 住宅防音事業の詳細については、各地方防衛（支）局のホームページで確認できます。末頁参照

住宅防音事業の補助対象経費

補助金の交付の対象とする経費は「**工事費**」と「**設計監理費**」で、それぞれ下記表の限度額を超えない範囲で交付されます。

工事費の限度額

工事室数	80W以上	75W以上80W未満
1室	4,448千円	2,930千円
2室	6,296千円	3,853千円
3室	8,083千円	4,958千円
4室	9,905千円	5,866千円
5室以上	11,546千円	6,776千円

※防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施する場合で、居室以外の区画を含めて工事する場合は、上記表のそれぞれの額に2,930千円を加算できます。

※石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、上記表のそれぞれの額に石綿の撤去に係る額を加算できます。

設計監理費の限度額

※表中のAは工事費です。計算した額は千円未満を切り捨ててください。

80W以上区域								
工事費 工事室数	4,448千円未満	4,448千円以上 7,615千円未満	7,615千円以上 8,083千円未満	8,083千円以上 9,417千円未満	9,417千円以上 9,905千円未満	9,905千円以上 10,800千円未満	10,800千円以上 11,546千円未満	11,546千円以上
1室	A×0.12 ^(千円)	533 ^(千円)	533 ^(千円)	533 ^(千円)	533 ^(千円)	533 ^(千円)	533 ^(千円)	533 ^(千円)
2室	A×0.12	533	533	533	533	533	533	533
3室	A×0.12	533	A×0.07	565	565	565	565	565
4室	A×0.12	533	A×0.07	565	A×0.06	594	594	594
5室以上	A×0.12	533	A×0.07	565	A×0.06	594	A×0.055	635

75W以上80W未満区域				
工事費 工事室数	2,930千円未満	2,930千円以上 6,382千円未満	6,382千円以上 6,776千円未満	6,776千円以上
1室	A×0.12 ^(千円)	351 ^(千円)	351 ^(千円)	351 ^(千円)
2室	A×0.12	351	351	351
3室	A×0.12	351	351	351
4室	A×0.12	351	351	351
5室以上	A×0.12	351	A×0.055	372

設計事務所及び工事請負業者

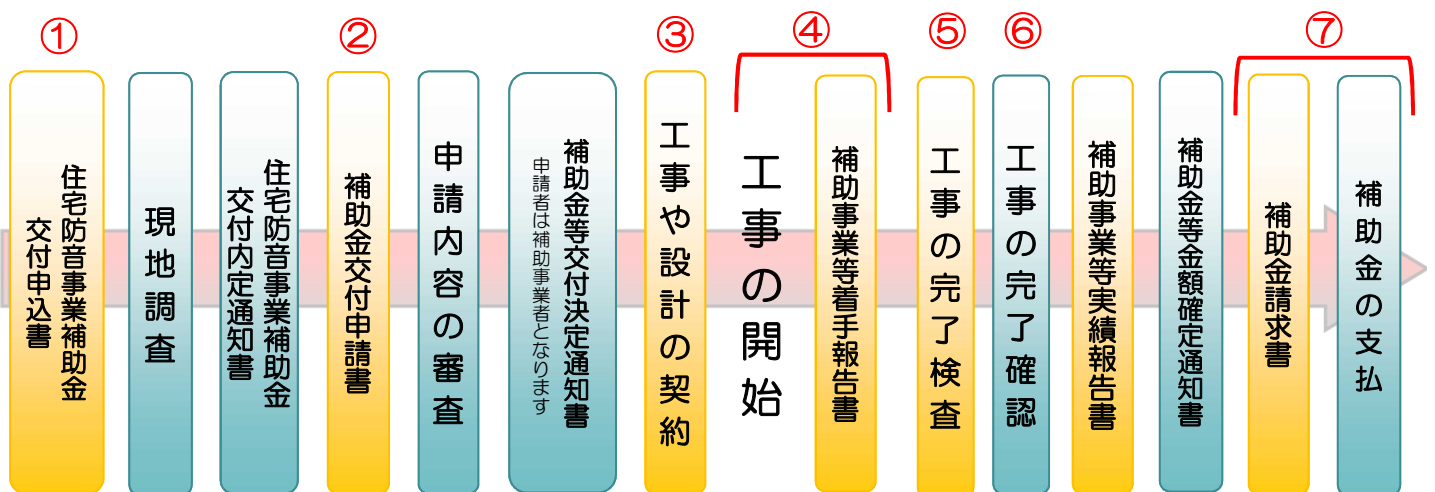
- 住宅防音工事は、住宅の所有者や住民の皆様が国に補助金を申請し、補助事業者となって業者を選定し、自らが契約して工事を実施する事業です。

※国は、工事請負業者等の斡旋はしていません。

- 住宅防音工事の実施に当たっては、設計及び工事の施工監理を行う「設計事務所」と、工事を行う「工事請負業者」と契約を締結することとなります。
- 設計事務所と工事請負業者は、それぞれ別の会社と契約することとなります。
- 住宅防音工事の実施に当たっては、何か特別な資格等は必要ありません。

住宅防音事業の基本的な事務手続の流れにおける 設計事務所及び工事請負業者の関わり

基本的な事務手続の流れ



設計事務所・工事請負業者の動き

- ① 住宅の所有者や住民の皆様が設計事務所を推薦
- ② 住宅の所有者や住民の皆様は、補助金交付申請書（設計図書等を添付）を国へ提出
- ③ 住宅の所有者や住民の皆様は設計事務所と「設計監理委託契約」、工事請負業者と「工事請負契約」を締結
- ④ 工事請負業者は工事を開始し、設計事務所は工事の監理及び検査
- ⑤ 設計事務所は住宅の所有者や住民の皆様と検査を行い、不備な箇所は工事請負業者に手直しを指示し、工事請負業者は手直しを実施
- ⑥ 交付決定の内容どおりに、工事が行なわれたことを工事写真等で確認する際に、設計事務所は国へ協力
- ⑦ 補助金として支払われる設計監理費及び工事費は、住宅の所有者や住民の皆様が、国が事務手続きを委任した者を通じて、国に請求し支払受け（国に直接請求も可能）

住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

北海道防衛局 企画部 防音対策課

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

TEL: 011-272-7569

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/>

東北防衛局 企画部 防音対策課

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎

TEL: 022-297-8216

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>

北関東防衛局 企画部 住宅防音課

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL: 048-600-1821

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/>

南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、住宅防音第2課（航空機騒音） 防音対策課（砲撃音）

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

TEL: 045-211-7113（航空機騒音）

: 045-211-7396（砲撃音）

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>

近畿中部防衛局 企画部 防音対策課

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館

TEL: 06-6945-4967

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/>

東海防衛支局 防音対策課

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館

TEL: 052-952-8226

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/tokai/>

中国四国防衛局 企画部 防音対策課

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館

TEL: 082-223-7211

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/chushi/>

九州防衛局 企画部 防音対策課

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

TEL: 092-483-8824

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/>

沖縄防衛局 企画部 住宅防音課

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

TEL: 098-921-8150

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

